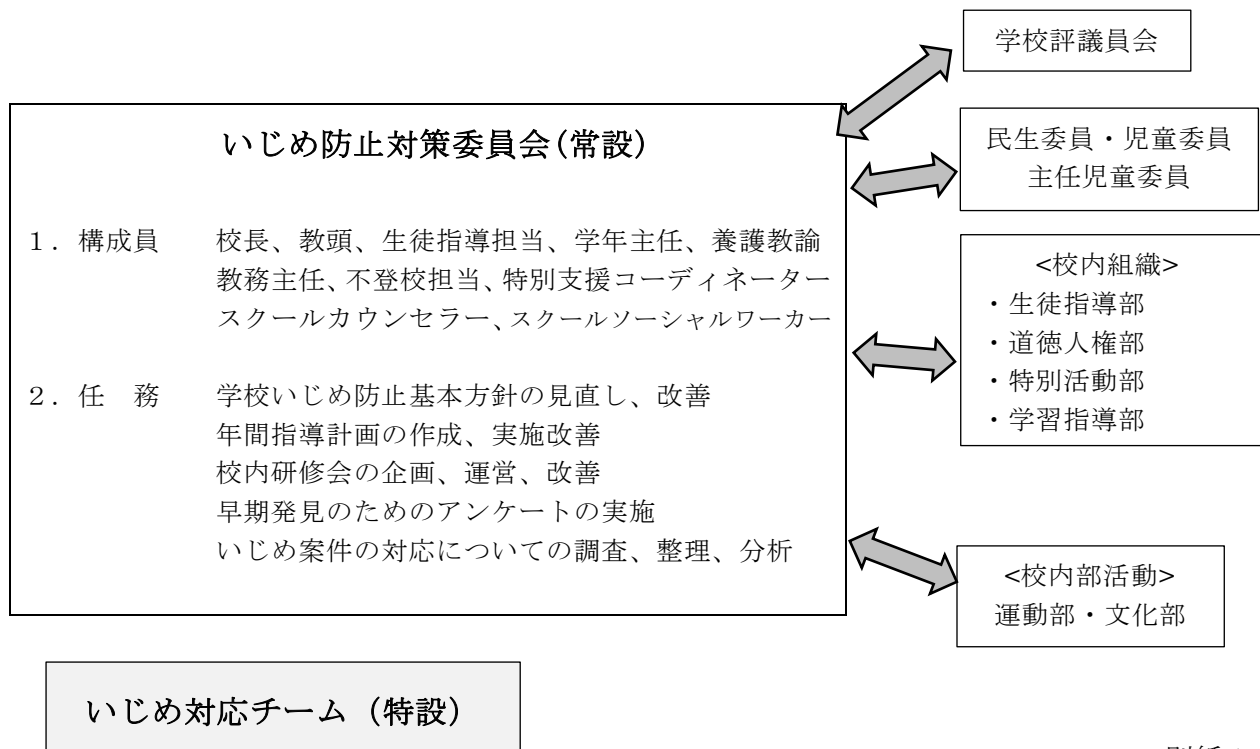
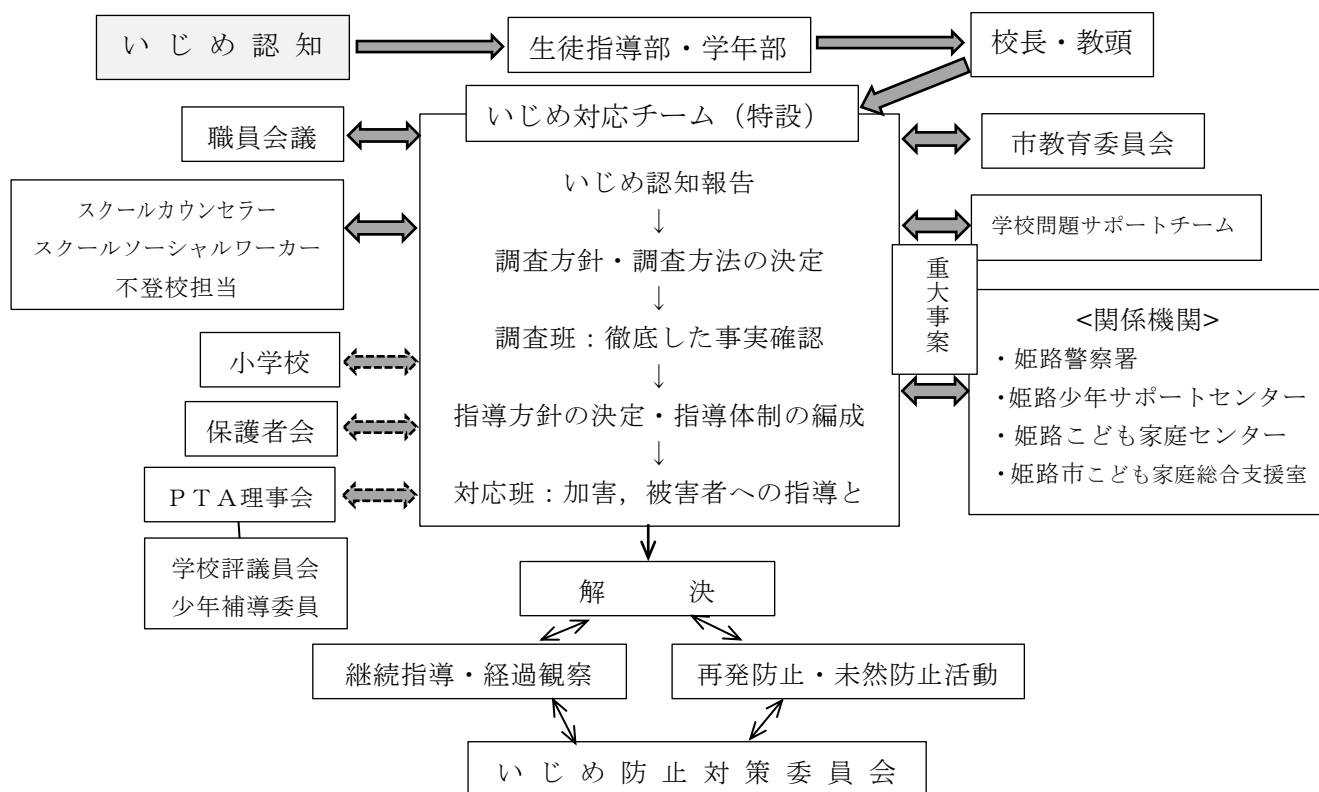


校内指導体制及び関係機関



いじめ認知したときの組織対応



※被害者や情報源者の心情に十分に配慮し、事実確認をする。保護者の意向も配慮する。

- ・いじめを発見した時は、ただちに加害生徒、被害生徒の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。聞き取り、指導等は複数の教員である。
- ・必要に応じて、アンケートを実施する。

※双方の保護者に説明をする。

※双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。(傍観者から仲裁者へ)